

## 時効について～その1～ (消滅時効について)

平成 25 年 10 月作成



皆さんもよく日常会話で「もう時効だから…」などと前置きして昔の話をするのがあ  
ると思います。しかし「時効」についてよく知らない人もいるのではないのでしょうか？

この「時効」という言葉は、刑事訴訟法（刑事上）のほか民法やその他の法律（民事上）  
でも決められていて、必ずしも過去の罪を問われないという意味だけではないのです。

このコラムでは 2 回に分けて民事上の時効（以下「時効」と言います）について簡単  
にお話ししたいと思います。時効には大きく分けて「取得時効」と「消滅時効」があります。  
今回は皆様にも身近な「消滅時効」についてのお話です。

消滅時効は民法 167 条に「**債権は、10 年間行使しないときは、消滅する**」と規定されて  
います。しかし、すべての債権が 10 年間経たないと時効により消滅しないのかというそ  
うではありません。民法その他の法律では**債権の種類に応じて 10 年より短い期間で時効に  
より消滅する**債権が定められています。これを「短期消滅時効」などと呼びます。以下の  
消滅時効一覧表（例示）で主な短期消滅時効をご紹介します。

種類	起算日	期間
家賃・地代・マンションの管理費等	支払期日	5年
病院・診療所・薬剤師の受診料等	請求できる日	3年
工事の設計・請負等	請求できる日	3年
弁護士・公証人の職務に関する債権	その原因となった事件が終了した時	2年
商品等の売上債権、学習塾や習い事の月謝等	請求できる日	2年
製造業者等の債権	製品の納品（完成）の日	2年
給料	給料支払い日	2年
残業代	請求できる日	2年
退職金	退職の日	5年
飲み屋・飲食店等の飲食代、ホテル・旅館等の宿泊費	請求できる日	1年
タクシー・引越業者等の運送費、機械等のリース・レンタル料	請求できる日	1年

最近ではあまり聞きませんが、飲み屋さんの「ツケ」などは 1 年の間に回収しないと時  
効により消滅してしまう可能性があります。また、**小売店や製造・卸売業者の売上代金に  
関しても 2 年間のうちに回収しないと時効により消滅**してしまう可能性があります。

では、これらの期間が過ぎれば債権は必ず消滅してしまうのかと言うとそうではありま  
せん。民法 147 条には「**請求、差し押さえ・仮処分等、承認があった場合には時効は中断  
する**」と規定されています。ここでいう「請求」とは裁判上の請求と裁判外の請求があり  
ますが、**裁判外の請求**（一般的には請求日・請求内容の証拠保全のため**内容証明郵便を利  
用**します）では、**時効の完成を 6 月遅らせる効果**しかありません。裁判上の請求をするた  
めの準備期間と言えます。**裁判上の請求には①支払督促の申し立て、②訴訟の提起、③調  
停・和解の申し立て、④更正手続き等への参加等**があります。また、**裁判上の請求により  
確定した債権については短期消滅時効の適用はなく、原則通り時効期間は 10 年**となります。

また、「承認」とは債務者が債務の存在を認めることで、債務が幾ら残っている等の文書  
を債務者が作成（署名等）するほか、**元本や利息の一部の支払いを、時効の完成を知らず  
に行った場合にも時効は中断**してしまいます。

なお、時効は「**援用**」（時効により自らの利益を主張する行為）**により効果を生じます**が、  
消滅時効の場合は**内容証明郵便で債権者へ時効を援用する旨を通知するのが一般的**です。